○関東地方整備局告示第七十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項第三号及び第三項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第一条の二及び第二条に基づき、利根川水系鬼怒川及び男鹿川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、関東地方整備局及び同局鬼怒川ダム統合管理事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

○関東地方整備局告示第七十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項第三号及び第三項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第一条の二及び第二条に基づき、利根川水系神流川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

○関東地方整備局告示第七十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項第三号及び第三項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第一条の二及び第二条に基づき、利根川水系湯川、大沢川及び谷沢川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、関東地方整備局及び同局品木ダム水質管理所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

○近畿地方整備局告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第六百六十六号京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業桂川右岸流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年三月二十九日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和四十八年建設省告示第六百六十六号、昭和五十四年建設省告示第四百十一号、平成八年建設省告示第二百三十八号及び平成十三年近畿地方整備局告示第八十号の事業地のうち、京都府京都市伏見区淀大下津町並びに乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方及び小字北牧方地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第六百六十六号京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業桂川右岸流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年三月二十九日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和四十八年建設省告示第六百六十六号、昭和五十四年建設省告示第四百十一号、平成八年建設省告示第二百三十八号及び平成十三年近畿地方整備局告示第八十号の事業地のうち、京都府京都市伏見区淀大下津町並びに乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方及び小字北牧方地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十年建設省告示第千五百七十一号京都都市計画、宇治都市計画、綴喜都市計画、相楽都市計画及び宇治田原都市計画下水道事業木津川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十年十二月九日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十年建設省告示第千五百七十一号、昭和五十五年建設省告示第千六百三十二号、昭和五十七年建設省告示第千八百五十三号、昭和六十年建設省告示第六十三号、昭和六十一年建設省告示第二百三十六号、平成元年建設省告示第千二十五号、平成四年建設省告示第九十六号、平成九年建設省告示第千百六十七号及び平成十五年近畿地方整備局告示第五十四号の事業地に京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字向井を加える。

使用の部分　昭和五十年建設省告示第千五百七十一号、昭和五十五年建設省告示第千六百三十二号、昭和五十七年建設省告示第千八百五十三号、昭和六十年建設省告示第六十三号、昭和六十一年建設省告示第二百三十六号及び平成十五年近畿地方整備局告示第五十四号の事業地に京都府城陽市奈島下小路、上小路、坊ヶ谷及び池ノ首並びに市辺西川原、南垣内、上芦原、出川原及び金山並びに中芦原、京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字豊前丈、小字東谷、小字中島、小字畷之浦、小字末田、小字長井野及び小字向井を加え、京都府城陽市奈島十六地内において事業地を変更する。

○中国地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名　九号

供用の区間　図面縦覧場所

二　福山市大門町一丁目一〇〇八番一から同市大門町一丁目二二八番まで　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十七日

○中国地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
出雲市大島町二三番一から同市多伎町多伎一七番一まで	前 A	一一・〇〇～五一・六〇メートル	八・七四一キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B・C	六・一九～二二・八九	九・〇〇八	
	後 A	一一・〇〇～五一・六〇	八・七四一	
	B・C	六・一九～二二・八九	九・〇〇八	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名　九号

供用の区間　図面縦覧場所

二　出雲市東神西町字井ノ内一四八九番一から同市東神西町字長廻一五四一番一まで　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十七日